

○三芳町一般廃棄物集積所の設置基準に関する要綱

平成25年3月22日

告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成25年規則第26号）第6条第2項の規定に基づき、本町が収集運搬の対象とする家庭系一般廃棄物集積所（以下「集積所」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成24年条例第41号）の例による。

(集積所の設置基準等)

第3条 集積所の設置は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 収集車両の通行又は転回が容易な場所が確保でき、家庭系一般廃棄物を安全かつ迅速に収集することが可能であること。
- (2) 集積所を設置しようとする土地の所有者の承諾を文書により得ていること。
- (3) 近隣住民等との紛争が生じるおそれのある場所でないこと。
- (4) 設置後1年間は移動しないこと。

第4条 前条に掲げるもののほか、一般住宅の集積所については、町長が特に認める場合を除き、原則として次の要件を満たすものとする。

- (1) 公道に面している場所であること。ただし、交差点付近は避けること。
- (2) 集積所の利用世帯数が、1箇所につき6世帯以上であること。
- (3) 集積所の規模は、利用世帯数に0.3平方メートルを乗じて得た面積を基本とする。ただし、算定して得た面積が、1.8平方メートル以下の場合は、1.8平方メートル以上とする。
- (4) 集積所は、一般廃棄物等が土中に浸透しない構造とし、飛散防止及び不

法投棄防止のための囲いを設けること。

- 2 前項に定めるもののほか、集合住宅の集積所については、1棟に1箇所以上設置する。
- 3 集積所用地の所有権について、町への採納は原則として認めないものとする。

(事前協議)

第5条 集合住宅等を設置しようとする場合において、集合住宅等の所有者又は管理者となる者は、これに係る建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築物の確認の申請を行う前に、集合住宅等の用に供する集積所の設置場所等についてあらかじめ町長と協議しなければならない。

(集積所の設置等の申請)

第6条 集積所を設置しようとする者は、当該集積所の区域の住民その他関係者との協議を経て、使用開始する日の14日前までに一般廃棄物集積所設置指定（変更・廃止）申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに現地調査及び第4条及び第5条の基準に基づく審査を行い、集積所の指定の承認又は不承認を決定し、一般廃棄物集積所指定決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

- 3 前2項の規定は、集積所の場所を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(一般廃棄物の収集)

第7条 町長は、集積所の一般廃棄物を別に定める期日に収集するものとする。

(集積所の管理)

第8条 集積所の管理は、第6条の規定により申請した者及び当該一般廃棄物集積所の利用者（以下「利用者等」という。）が共同して、自らの責任の下に行うものとする。

(集積所の利用)

第9条 集積所の利用者は、その利用に当たっては、本町が指定する方法に従って一般廃棄物を分別し、かつ、指定された収集日時までに、指定された方法で排出しなければならない。

- 2 町長は、前項に違反して一般廃棄物を排出していると認められる場合は、当該ごみを収集しないことができる。

(清潔の保持)

第10条 利用者等は、集積所及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。

(町長による指導等)

第11条 町長は、必要に応じ、利用者等に対し、集積所の管理や利用について指導等を行うことができる。

- 2 町長は、前項の指導等について必要な事項を記録し、保管するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、集積所の設置管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(三芳町一般廃棄物集積所に関する指導要綱の廃止)

- 2 三芳町一般廃棄物集積所に関する指導要綱（平成8年2月1日告示）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、現に設置されている集積所は、この要綱の規定により設置された集積所とみなす。

附 則（令和元年告示第192号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第89号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）三芳町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

一般廃棄物集積所設置指定（変更・廃止）申請書

三芳町一般廃棄物集積所の設置基準に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり一般廃棄物集積所の指定（変更・廃止）を申請します。

設置場所	三芳町大字	番地	付近
土地所有者 (借地の場合)	私の所有地内に集積所を設置することを承諾します。 (所有者) 住所 氏名		
※隣接土地所有者 (設置箇所が道路 等の場合、隣接する 土地の所有者)	私の所有する土地の隣接地に集積所を設置することを承諾します。 (所有者) 住所 氏名		
使用世帯数	世帯	※使用世帯名簿添付	
収集開始希望日	年 月 日	変更・廃止希望日	年 月 日
設置（変更・廃止） 理由			
設置場所略図（目標物をはっきりと書いてください）			

使用者名簿

番号	氏名	番号	氏名
1		16	
2		17	
3		18	
4		19	
5		20	
6		21	
7		22	
8		23	
9		24	
10		25	
11		26	
12		27	
13		28	
14		29	
15		30	

備考 名簿の記入は、使用者の自筆をお願いします。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

三芳町長

一般廃棄物集積所指定決定通知書

年 月 日付けで申請のありました一般廃棄物集積所設置指定については、三芳町一般廃棄物集積所の設置基準に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 決定の内容 三芳町一般廃棄物集積所として指定します。（指定しません。）
- 2 収集コース コース
- 3 使用開始予定日 年 月 日
- 4 使用世帯数 世帯
- 5 その他（指定しない場合の理由等）
- 6 使用に関する注意事項
 - (1)使用者は、集積所において家庭系一般廃棄物の散乱、悪臭の発生、汚水の流出等がないように十分に留意するとともに、使用者による収集終了後清掃等実施により、集積所を清潔に保たなければならない。
 - (2)集積所の補修等は、使用者により行うものとする。
 - (3)集積所に係る苦情等の意見は、当該集積所を申請者及び利用者が対応する。
 - (4)使用者は、指定された収集日時までに、指定の分別をして排出しなければならない。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）